

総務文教消防委員会会議録（令和5年3月16日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長  
上田教育委員会事務局長 石川会計管理者 小川企画  
政策課長 櫻井総務課長 前野消防署長 長崎財政課  
長 地崎税務課長 好田監査委員事務局長 椎名学務  
課長 丸山生涯学習課長 野末スポーツ課長 牧田子  
ども課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 香川係長

午前10時00分開会

**竹原委員長** ただいまから、令和5年3月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

開田晃江委員、安達真隆委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の議案審査に入ります。

議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第20号の5議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第8号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第7号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

**石川総務部長** ございません。

**竹原委員長** ないようでしたら、これより、議案第8号 令和4年度滑川市一般会計

補正予算（第7号）について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

**水橋委員** 定例会議案の8-15ページ、児童育成費に当たる私立保育所等育成事業費、放課後児童対策事業費の送迎バス安全装置導入に対する補助、各園ごとに17万5,000円ということだったんですけども、この内容について少し詳しくお聞きしたいと思います。

どのような装置がついて、本来ならしっかり目を見て確かめるということが一番大事だと思うんですけども、これに頼らざるを得ないような状態になっているということがちょっと残念ではあるんですけども、安心・安全にこしたことはないと思うのでこういう物を導入されると思うんですけども、どういうふうに使われるのか、どの程度の装置なのか、ちょっと詳しくお聞かせください。

**牧田子ども課長** この送迎バス安全装置導入につきましては、市内の対象園が8園となっております。

今委員がおっしゃられました、どのような装置なのかということにつきましては、押しボタンみたいな物をバスの後方に取り付けまして、運行が終わりましたら、運転手もしくは同乗している保育士が、前から後ろまで巡回しまして、お子さんが残っていないかなどを確認した上で、そのボタンを押すことで安全装置が働くといいますか、押さないと逆に、バスから離れますと、ブザーとか警報が鳴るような仕組みというふうに聞いております。

**水橋委員** 分かりました。

ということは、しっかり目視して、最後は確認のボタンということなんですね。

**牧田子ども課長** そのとおりでございます。

**水橋委員** そしたら、しっかり、子どもがバスの中に取り残されることがないように、またよろしく願います。ありがとうございました。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**水橋委員** 小学校管理費、中学校管理費の新型コロナウイルス・物価高騰対策の感染症対応備品等の購入に予算がついているんですけども、今コロナにしてもちょっと対応が変わってきていると思うんですけども、内容そのものは、今までどおりの内容で予算づけされているんですか、お聞きします。

**椎名学務課長** これまで同じような予算として、コロナ対策の予算を計上しております。

今回の予算のコロナの扱いにつきましては少し変わりますが、同じようにインフルエンザ、コロナ等の感染防止のための予算としてつけております。

今回は、まずは備品として換気対策の物、例えばサーキュレーターとか空気清浄機のような物、そのほか、また消耗品として網戸、それから消毒のためのアルコールなどというような、分けて購入するような形になっています。

小学校のほうは備品、消耗品、中学校のほうは、備品よりも消耗品ということをお願いされましたので、そのような分け方しております。

以上です。

**水橋委員** 恐らく小中学校各学校によって必要な物は、また違いますよね。それぞれ大分要望してこられる物は違いますか。

**椎名学務課長** 各学校、やはりそれぞれの事情によって要望してこられる物は違っておりました。今年度までは、密を避けるための、例えば式典などのために、オンラインでもできるように各教室にモニターをつけるというところを重視してほしいという学校もありますし、空気清浄機のほうを準備してほしいという学校、それから網戸を準備してほしいという学校もありましたので、それぞれ各学校の要望に応じた物を設置していくような形で予算執行しております。

以上です。

**水橋委員** 今後も感染症対策、またよろしくお願ひします。ありがとうございました。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**開田委員** 関連して一つだけ聞いてみたいと思います。

空気清浄機は分かりましたが、各教室に、すごく空気が乾くもんだから、子どもたちが風邪を引きやすいということで、加湿器なんかというのは、この中に入らないのですか。

**椎名学務課長** 現在、換気等をしております。昔はインフルエンザのときは、換気も含めて、暖房器具を入れますとどうしても教室の中が乾燥しておりましたので、そこに水分を、例えばちょっとした水を出す物とかをしておりましたが、現在、結構換気をしておりまして、乾燥という面ではあまりないような感じがしております。

加湿器を要望される場所は、あまりありません。どちらかという、結構教室

の中が、湿気はあるような感じがありますので。

ただ、加湿しなくてはいけないときは、それぞれの学校で工夫しておられると思います。

以上です。

**開田委員** 今、バケツにタオルというのを本当にやっておられまして、これは言っていないがか悪いがか分かりませんが、振興会で何十台も買いました。だから、要望しないと思いますよ、西部の場合は。

ということで、ひよっとしたら乾いた空気を吸うことは、子どもたちにとってすごく体によくないと思っていますので、それもまた入れてあげてください。よろしくをお願いします。

**竹原委員長** 答弁要りませんね。

**開田委員** はい、要りません。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

ないですね。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第10号 滑川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから順次説明を求めます。

**櫻井総務課長** それでは、議案集10-1ページをお願いいたします。議案第10号 滑川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。議案資料集で説明いたしますので、資料集1ページをお願いいたします。

まず、この法律施行条例の制定理由につきましては、現行の法制度の下では国の行政機関に対しての法律、民間事業者に対しての法律、そして地方公共団体は条例といった、ばらばらに縦割りに規律されて、その解釈・運用も国や地方公共団体が行っておりました。そういった現行法制の不均衡の是正等をするため、また個人情報保護とデータ流通の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正されたところでございます。

これによりまして、国の行政機関、独立行政法人等と民間事業者のそれぞれを対象としていた個人情報保護に関する法律が1本の個人情報保護法に統合されるとともに、これまで適用対象外であった地方公共団体の機関等も個人情報保護法の適用

対象となり、全国的な共通ルールで運用されることになったため、その個人情報保護法の共通ルールの範囲内で新たに施行条例を制定するものでございます。

主な制定内容としまして、まず（１）、第２条におきまして、実施機関は、現行の滑川市個人情報保護条例に規定する実施機関から個人情報保護法の適用対象外とされている議会を除き、適用対象となった特別地方公共団体である財産区を加えて定義します。

（２）としまして、第３条において、個人情報保護法で条例規定事項とされている開示請求に係る手数料の額を無料にする旨を規定します。また、現行条例と同様に、写しの作成等に要する実費相当額は徴収することと規定します。

（３）、第５条、第６条におきまして、現行条例と同様に、原則として開示請求は請求があつてから１５日以内、これは初日算入から初日不算入に変更となりますが、１５日以内とするほか、期限の延長は３０日以内とする旨及び特例期限を設けて規定します。

（４）、第７条におきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、滑川市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができるといった規定をします。

（５）ですが、附則の第２項におきまして、現行条例を廃止することとします。

施行期日は令和５年４月１日です。

なお、２ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきますが、この新規条例制定関係についての新旧対照表は、新たな条例の制定でございますのでありませんが、ここに載っておる新旧対照表としましては、新条例の附則で規定する旧条例から新条例への名称変更だとか新条例との整合性を図るもの、引用する法律等の整備に伴う条例の改正部分でございます。

では、議案集１１－１ページをお願いいたします。議案第１１号 滑川市部設置条例及び滑川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案資料集で説明いたしますので、資料集６ページをお願いします。

改正理由としましては、今後ますます複雑化、高度化する社会経済状況、多様化する市民ニーズ並びに新たな行政需要への確かつ柔軟な対応ができるように部や課の編成を見直すことに伴いまして、２つの条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容と改正する条例でございますが、まず（１）、第１条において、市民の健康、福祉に係る施策を統括的に実施し、職員の連携強化を図るため、業務が膨大化している産業民生部を健康福祉部と産業民生部の２つに分け、現行３部制を４部制とするため、滑川市部設置条例を改正いたします。

次に（２）、第２条においては、課の再編に伴い名称変更が必要となります滑川市都市計画審議会条例を改正するものといたします。

７ページの新旧対照表をご覧ください。上段では部設置条例の改正でございます。現行条例では３つの部となっているものを改正し、４つの部を項建てにして改正するものでございます。下段では都市計画審議会条例の改正でございます。現行条例では建設部まちづくり課となっているものを改正し、新しい課の名称としている建設部都市計画課と変更するものでございます。

６ページに戻りまして、施行期日につきましては、令和５年４月１日です。

私からは以上です。

**竹原委員長** 続きまして、議案第14号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、よろしく申し上げます。

**牧田子ども課長** それでは、議案集14-1ページをお願いいたします。議案第14号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集の13ページをお願いいたします。

改正理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を踏まえた一部改正府省令等の施行に合わせまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては４点ございまして、１点目は、民法において、懲戒に係る権限の規定が削除されたこと。

２点目につきましては、安全計画の策定の義務化、インクルーシブ保育、これにつきましては、子どもの年齢や国籍、障害にかかわらず、全ての子どもたちを同じ場所で受け入れる保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、業務継続計画策定の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化につ

いて規定するものでございます。

3点目については、自動車を運行する場合の利用者、子どもの所在確認を行うことの義務化等について規定するものでございます。

4点目につきましては、こども家庭庁設置に伴う法律の改正に合わせて規定の整理を行うものでございます。

改正する条例は、滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の3条例でございます。

施行期日につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除につきましては、民法が施行されているため、公布の日といたします。

その他の規定につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

ただし、令和6年3月31日までの間、家庭的保育事業者の送迎用自動車へのブザー等の設置について、当該自動車に備えないことができる経過措置及び放課後健全育成事業者の安全計画策定については努力義務とする経過措置を設けることとしております。

なお、新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

**竹原委員長** 続いて、議案第20号 滑川市立博物館条例の一部を改正する条例の制定についてお願いいたします。

**丸山生涯学習課長** 議案集の20-1ページをお願いいたします。議案第20号 滑川市立博物館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集で説明したいと思いますので、資料集の48ページをお願いいたします。

改正の理由ですが、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、(1)としまして、博物館の設置及び管理に関する事項です。設置に関しての根拠規定は、改正前の博物館法第18条において、公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体においての条例で定めなければならないとしておりました。本改正により当該規定が削除されたことから、第1条の規定の整理を行っております。

続きまして、(2)、博物館の事業内容でございます。改正後の博物館法第3条において、「博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする」とされたことから、滑川市立博物館において必要な事業の内容を見直すものであり、博物館資料に係る電磁的記録の作成、学芸員等の人材育成、他の博物館との相互連携を図るもので、第5条において見直しを行っております。

施行期日ですが、令和5年4月1日でございます。

次ページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

**竹原委員長** それでは、これより、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第20号について質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

議案第14号のことで、ちょっとお尋ねいたします。

資料集の17ページで、右側、新設の条例のほうで、2番ですね、第8条の3のところの2項。家庭的保育事業者にはということでブザーの備付けのことが書いてありますが、通常、幼稚園であれば、幼稚園用の幼稚園バスということでスクールバスになって、後ろに保育士さんが横向きないしは後ろ向きで乗るというのは理解できるんですけど、今回のこの家庭的保育の場合は、バスを持っておられる事業者というのはあまり想定できなくて、通常であれば市販のワンボックス車で送迎だとか、乗用車で送迎だとかというのは考えられると思うんですが、この「運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して」と長々と書いてありますが、全く意味が分かりません。

どういった車を想定しているのか。担当課で、これはかみ砕いて、どういったことを言っているんだというのは理解されていますか。

**牧田子ども課長** まず、市内に家庭的保育事業を実施している事業者は現在ございません。

見落としの余地がないと思われる座席以外の、見落としが少ないと思われる形態の物以外の車といいますか、確認しなければならないような車という意味で捉えて



おります。

**竹原委員長** 市内に家庭的保育事業者はないということは、それは承知ですけれども、今後もしかしたらそういった事業者さんが出てこられた場合に、この法の解釈というか、条例の解釈をしっかりとしておかなければ、私は駄目だと言っているのです。

今はないからいいわではなくて、この文言一つとっても、どういった送迎車を想定しているのか。これ、全部前向きだったらいいとなれば、ワンボックス車両はオーケーなんですけど、仮に旧型車でセカンドシートがひっくり返るような車であれば、当然後方が見えるということなんですけども、この文を読んでいると、見落としするおそれがないと解釈すれば見落とししないわけで、明らかにこれはマイクロバスかスクールバスを想定しているものだろうなというのは推測できるんですけど、担当課としては、どういった車両で送迎する場合は、ブザーはつけなさいよ。それ以外はつけなくても見落とししないようにちゃんと運行計画を立ててくださいねという指導ができる体制をつくっておいてくださいということなので、答弁としては、こういった車ですではなくて、今後そういった事業者が出てこられる場合もあるから、この条例についてはしっかりと理解しておいてくださいということです。

答弁は求めませんので、お願いします。

そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ありませんね。

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第20号に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

**竹原委員長** ございませんね。

ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第20号の5議案を一括して採決を行います。

議案第8号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費（但し、子ども課所管分）

第10款 教育費

第3表 繰越明許費補正

第4表 地方債補正

議案第10号 滑川市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

議案第11号 滑川市部設置条例及び滑川市都市計画審議会条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第14号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 滑川市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**竹原委員長** 賛成全員。よって、付託案件、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第20号の5議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時31分議決

**竹原委員長** 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**丸山生涯学習課長** お手元に配付いたしました東福寺野自然公園研修センター「青雲閣」に関する市民向けアンケート結果等についてご説明いたします。

まず初めに、市民向けアンケート結果について申し上げます。

調査概要としましては、目的は、青雲閣の今後の方向性を示す一助とするものでございます。調査方法としましては、令和4年9月1日現在で、市内在住の16歳以上から無作為に3,000人を抽出し、9月22日にアンケート用紙を発送いたしました。回答方法としましては、アンケート用紙の返送、L o G oフォームでの回答のどちらかを任意選択とし、10月14日を回答期限といたしました。回答状況としましては、

3,000件中1,286件で、回収率は42.8%となりました。設問内容は記載のとおりでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

結果については、主なものを申し上げます。問1、青雲閣についてどのような施設かご存じですかという問いに対しては、知っていたが75%、知らなかったが23%でございました。問2、これまで青雲閣を利用したことはあるかという問いに対しては、あるが49%、ないが49%でありました。問3、ご利用目的につきましては、学校等の宿泊学習が58%、スポーツ活動が27%、音楽活動が3%、その他が12%であり、その他の記載欄に回答があった主なものとしましては、婦人会、青年団などの各種団体で利用、児童クラブの宿泊研修、公民館や町内会など地域で利用などでございました。

続きまして、3 ページ目をお願いいたします。

少し飛びまして、問10、現状を踏まえ、存続についてどう考えますかという問いに対しては、存続すべきが36%、廃止すべきが39%でございました。存続と答えた方の主な理由は、子どもの宿泊学習に必要、市内に宿泊施設は必要などであり、廃止と答えた方の主な理由は、維持費がかかる、費用対効果が少ない、集客が見込めないなどでございました。

続きまして、4 ページ目をお願いいたします。

問11、維持していく場合の財源確保の対応策ですが、多かったのが民間資金の活用で39%でございました。あとは記載のとおりでございます。

続きまして、5 ページ目をお願いいたします。

2、利用者向けアンケート結果でございます。

調査方法につきましては、昨年8月から、青雲閣を利用した方からアンケートを行ったものです。回答期限は12月末といたしました。回答状況につきましては、68名から回答を受けました。設問内容につきましては、記載のとおりでございます。

6 ページ目をお願いいたします。

結果については、主なものを申し上げます。問2、ご住所について伺ったところ、市内が35%、県東部、県西部、合わせた市外が34%、県外が31%で、利用者の約3分の2は市外の方が利用しております。問3、ご利用目的ですが、部活などのスポーツ活動が51%でございました。問4、日帰りまたは宿泊かという問いに対しては、

日帰りが3%、宿泊が94%でございました。

続きまして、7ページ目をお願いいたします。

問9、館内または周辺に新たなスペース・設備として設置してほしいものについて、主なものとしましては、キャンプ場などのアウトドア関連、カラオケ、トレーニングルームなどの設備整備でございました。

簡単ではありますが、アンケートの説明を終わらせていただきます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3、青雲閣の活用に係るサウンディング型市場調査実施結果の概要についてであります。

目的は、今後の在り方について、民間事業者等との対話を行い、自由かつ実現可能な意見・提案を広く聞くこととでございます。実施日は2月21日、22日、24日の3日間とございました。参加事業者数は3事業者で、いずれも県内に本店、支店があるものでございます。事業者からの主な意見、提案としましては、自然公園と一体的に活用することで、景観・眺望を生かしたキャンプ場などにすれば、集客が見込めるのでは。未耐震の青雲閣は解体し、雨天時でも遊べる施設。宿泊機能は自然公園のSLハウスを活用。来園者を幅広く受け入れる場合は、対象を絞らず、柔軟性があればよいなどございました。

いただいたご意見、提案につきましては、今後の方針の参考とさせていただきます。

以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

そのほか、当局からございましたら。

**椎名学務課長** 資料はございません。報告させていただきます。

平成28年7月に市内中学校に勤務する教諭がくも膜下出血を発症し、後、8月に死去されたことにつきまして、ご遺族が教員の服務監督者としての学校設置者であります滑川市、富山県を訴えられました国家賠償請求事件につきまして、令和5年2月27日に結審となりました。

そこで、令和5年7月5日水曜日13時10分、本訴訟の判決が出ることとなりましたので、ご報告いたします。

以上です。

**竹原委員長** 報告がありました件について質疑がありましたら、挙手の上、発言願いたいと思いますが、その前に私からちょっと1点。

青雲閣のアンケートということでページ5枚目、これ、アンケートの発送した原本をコピーされたのであれば、この問14の「立ち寄った 立ち寄るよ手である」という誤字が見受けられるんですけど、これはアンケート調査に係るもので、原本であれば重大な記載ミスではないかなと思うんですが、いかがですか。

**丸山生涯学習課長** 申し訳ございません。こちらの資料のほうが間違っておりました。実際に青雲閣に渡したアンケートについては「予定」となっております。

大変失礼いたしました。

**竹原委員長** 委員から何か質問はございませんか。

**尾崎委員** これに関して。

**竹原委員長** 青雲閣に関してです。

ございませんか。

**谷崎委員** そしたら、単刀直入に言います。問10ですね、3ページ。これを見ていると、非常に厳しい回答なのかなと思います。

それで、私的には指定避難場所に指定されている場所を何とか残していただきたいという気持ちもございますので、今後どのような方向で進むのか教えてください。

**丸山生涯学習課長** 今後の方向につきましては、20日の検討委員会で方向性を示したいと考えております。

**谷崎委員** 分かりました。よろしくお願いします。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**中川副委員長** アンケートはアンケートとして、ここで宿泊された方のアンケートですから、どっちかという、宿泊された方は賛成の立場で書いておられると思うんですね。ただ、一般の市民としては、あの施設はどうかということ、はっきり言うたら、知らない人がたくさんいる。

その中で、今後どうするかとなると、やはり一般の人にも、あの施設をどうしたらいいかということをお聞きしたいですね。泊まったとしたら、もう一回泊まりたいなという方がおられる。そいつはアンケートの結果のとおりだと思うんですね。この辺またどうするのか、お聞きしたいと思います。

単なる学習をしたり、聞いても、やはり前へは進まんと思う。

**丸山生涯学習課長** 青雲閣利用者のアンケートにつきましては、6ページ目の問6の設問で、問5で初めての場合、また利用したいと思いますかということで、はいが44%、未回答が56%ということでした。

職員がおる前ですと、面と向かって、利用したいと思わないと言いくかったらなと思ひまして。初めて利用した方で、また来たいというのは半数以下だったということが、問6で読み取れるんじゃないかなと考えております。

**中川副委員長** 私は、アンケートはアンケートだと思うがですね。ただ、もうちょっと、今後どうするかという具体的な話合いは必要だと思います。

**丸山生涯学習課長** 一般向けのアンケートにつきましては、無作為で抽出したものでございますので、特に偏ったということはないと考えております。

**中川副委員長** アンケートの数は全然少ないから。

**上田教育委員会事務局長** 副委員長のお尋ねのことについて、この資料の1ページからが市民向けのアンケートの結果というふうになっておりまして、3,000件のうちの1,286件ということで、回収率が42.8%ということで、ここに記載してございます。

お尋ねの部分の問いにつきましても、問2から、利用されたことがありますか、目的、また利用したいと思いますかなどということで、利用者アンケートともリンクしたような形で調査を実施しているところでございます。

**中川副委員長** 私は存続の立場で言うておるので、やはり一般の市民の皆さんが利用していないから分からないということが一番大きな原因で、あまりいい回答が来ないんじゃないかなと私は思っておるがです。

ただ、昔とそんなに変わらない建物であるし、今のはやりの建物、構造にしないと、やはり今の人についてはこないんではないかなと私は思います。

**水野市長** ご意見ありがとうございます。

青雲閣、昭和48年、私が小学校5年生のときの建物ですけど、リーダー研修会で最初に出来たての青雲閣に行ったことをいまだに忘れずに覚えておりますが、あれから50年たちました。唯一避難施設の中でも耐震化がされていないこの施設を今後どうしていくかということで、この1年間いろんな話も聞きながら、中でもいろいろ話をしています。

これまでのいろんなものを積み重ねた上での検討委員会を3月20日、来週に開いて、22日の協議会のほうにその内容を報告したいと思っております。

今のところ、そういう状況です。

竹原委員長 よろしいですか。

中川副委員長 はい、いいです。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようですので、委員会においては、その他がまた委員向けにございますので、これで当局の皆さん、退席を願います。

尾崎委員 委員からの、あるがじゃない。

竹原委員長 あ、すみません。委員の皆さんから、その他、ありますか？

尾崎委員 昨年の12月に、北加積小学校に子どもを通わせる親の方から、三者面談に教室に行ったところ非常に寒かったということで、先生に聞いたら、ファンヒーターが壊れていますということで、エアコンで対応しておるということで。

この件が一つきっかけとなって、翌日すぐ学校に確認に行きましたら、その方は去年の時点ですから、6年前から備付けのファンヒーター、累計で6台壊れているという話を校長先生から直接確認しました。

その後市の学務課長と2回ほどこの件についてやり取りして、取りあえず直近では6台家庭用ファンヒーターを購入されて、3台ずつ、北加積小学校と東加積小学校に配ったということでありました。

このことを聞いてちょっと思ったのは、北加積小学校も東加積小学校も築40年前後というか、たって、非常に小学校の中では古い建物になっているわけでありまして、当然40年近くもたてば、そういうような附属の物は寿命が来るだろうことは明らかかなわけですけれども、私が言いたいのは、6年間、累計で6台、部品交換あるいは置き換えとかをせずに、僕に言わせりゃ、放置してきたということに対して、これが、要は、学務課長までの話というか、それは当然上で言えば教育長の耳に行って、設備として予算要求して、補修だとかということで、財政課でカットされたのか。はたまた、学校設置者というのは、責任者は市長であります。市長のところまで報告が行って、市長が直さんでもいいということを言われたのか。ファンヒーターが壊れた話なので非常にお寒い話なんですけども、その対応が非常に、私、いかなものかなということも思ったのが一つであります。

それで、例えばファンヒーターを設置された教室も、中には生徒の数が非常に定

員いっぱいということもあって、ファンヒーターが壊れたことによって、教室がただでさえ狭いのに、今ICT化で、いわゆる電子黒板だとか、ああいう物が、モニターみたいな物が導入されたりすると、どんどん、どんどん手狭になってきているということ。

要するに、壊れたら直すというのは当たり前の話じゃないかなというのが、6年間も放置されてきた、この……。

どこにそういう原因があったのかというのを、今となっては分からないかもしれませんが、今一応この問題を改めてテーブルに載せて、しかるべき対応をまずぜひしてもらいたいということなんですね。

ちなみに、そのファンヒーターはFF式の、当時設計されたときに最適な、いわゆる暖房設備として、そういうFF式のやつが多分黒板側と、北加積小学校で確認してきたら、後ろのほうと2台設置されているわけですね。

ですから、やはり寒い思いを子どもにさせてはいけません。小学校なんかは、特に義務教育で通学区域制を敷いているわけでありますので、ここの地域の方は北加積小学校へ行きなさいと、こういうふうに市が定めてやっているわけでありますので、生まれたところが悪かった、生まれた年が悪かったみたいな、子どもに対して、そういった差別のある教育環境に絶対にしてはならない。これは、市の責任であると私は思うわけでありまして。

たまたまそういう父兄からの情報提供があったことで明らかになったことなので、校長先生、どう思うかと言いましても、立場上、むにやむにやむにやとしか言われませんが、やはり現場を預かっている人にしてみれば早く適切な対応をしてもらいたかったという気持ちが十分あったと思います。

そういうことで、どこまで行って、どこから止まっている、過去のことは問いませんので。やっぱり今後そういうものはきちっと風通しよく上に上げるものは上げる。そして、忖度もあったのかどうなのかと思うくらいなもんですよ。どうせ言っても駄目だろうと。それは、今のところ、私、何とも言えませんが、様々な原因でそういうものが放置されてきたんではなかろうかなと思うときに、今後はやはり風通しのよい情報は、今も市長も言われていますけども、上に上げると。俺のところに行ってこいとおっしゃっておられますのでね。そして、それで最終的に市長が、そういう物、つけんでいいと言われりゃ、さ、市長の責任になりますし。



くれぐれもそういうところで止めてもらっては困るなというのが、この件を通して思った切実な思いでありまして、一応これをあえてここで言うことで、似たようなことがまた今後起きるかなと思うんですけれども、これはやっぱり改めてもらいたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**水野市長** 学校設置者の代表として、まずはおわびを申し上げたいと思います。

それで、6年間ほったらかしの状況。皆さんご存じのように、私はまだ1年しかたっていないので、私の時代ではないなと思いながら今お話も聞いていたんですけど、でも1年間私が今担当してこういう事象が出てきたということは、私にも責任はあるのかなというふうに思っていますので。

今後の方針ですけども、先ほど言われた風通しのよい形に私はしているつもりなんですけど、なかなかまだ私の耳には入ってこない。時間がかかってやっと来る。そういう状況もありますので、まずは報・連・相を徹底といいますか、報・連・相しやすいような、まずは環境づくりが一番大事なのかなというふうには思っ私も心がけているんですけど、まだまだそういう環境も整っていないから、なかなか上がってこないのかなというのも実感しているところでありまして、この辺はもっと周知徹底しながら、細かいことでも私まで上げてほしいという形につくってきて、風通しのよい環境にして、こういった、ある程度、壊れた物は直すのが当たり前だと思っていますので、そこも含めて今後、一気にいくかどうかは別にして、少しずつこういったことにも対応していければなというふうに思っています。

申し訳ございませんでした。

**尾崎委員** 担当課長は椎名課長でありまして、先ほど言いましたように、応急処置的な対応はしていただいたので、それはそれで感謝しておるんでありますけれども、そのことを一つ捉えて今のことを申し上げたわけでありまして、今ほど市長からも非常に、100点満点と言えるような答弁をいただきましたので、今後期待しておるところであります。よろしく願いいたします。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

私からちょっと関連してなんですけど、今ほどファンヒーターのお話がありましたが、かねてから学校、小学校、中学校に設置されている非常用電源の太陽光パネルなんですけど、過去一度質問したときに、壊れて使えないという学校もあったや

に記憶しておりますので、こういったことも一回調査をされて、電気代が上がる、上がるという報道があって、今日の新聞では据置きとかというお話もありますが、せっかく補助金をいただいて設置した太陽光パネルは、非常用電源だけに使う目的ではなくて、平素のエネルギーに対する子どもたちへの教育ということで、この太陽光のパネルを使った自然エネルギーを実際に学校で使うということも私はぜひ進めていただきたいなと思っていますので、ご検討をお願いいたします。

答弁は求めません。

**水野市長** ありがとうございます。

今、学校関係、小学校、中学校を合わせて、備品、備付けのエアコン、太陽光パネル、全ての施設を一斉に点検したいと思います。

以上です。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ないようでありましたら、当局の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございます。これにてご退席をお願いいたします。

委員の皆さんは、若干残っててください。

(当局退席)

**竹原委員長** それでは、令和5年度総務文教消防委員会の行政視察について、事務局から説明願います。

**香川係長** それでは、お願いいたします。

お手元のほうにA4の横長のタイプの物と太いホッチ留めの資料があると思います。それを見ていただければと思います。

横長のほうは、前回希望調査したときのものを取りまとめた物です。希望先は資料のとおりでして、皆さん、記載なしが多かったので、こちらで調べた結果です。

太い冊子をご覧いただければと思います。

DXのほうにつきましては、いろんところで今現在、タブレットを利用したものから、書かない窓口から、いろいろなところをやっておられます。なので、ある程度の場所を設定したら、その周りでどこかやっておるところを見たらいいかなと思っています。

尾崎委員の提案されたヤングケアラー、部活動の地域移行に向けた取組、デジタ

ル教科書の活用については、①から③までのところがやっておられます。

①のヤングケアラーの対策についてのものなんですけども、これは条例を制定している市町村へ行くのか、それとも、その後何かほかの事業をやっているところを見に行くのかも、併せてお願いいたします。その資料もついております。

それで、開田委員の探究授業についての資料なんですけど、この堀川高校の資料がホームページでちょっと探せなかったんで、そのほかのところ、一応名前を挙げてあります。これは教育委員会の学務課長にちょっと調べていただきましたので、参考をお願いいたします。

それで、以前、実施の時期について6月定例会の前後となると思いますとお伝えしたかと思しますので、そうすると、今月、来月の頭までには行き先、ある程度方向も設定しなくちゃいけないと思いますので、お願いいたします。

取りあえず、以上です。

**竹原委員長** ありがとうございます。

委員の皆さんからリクエストいただいたものを記載させていただいております。6月定例会前にはちょっと難しいと思いますが、6月定例会後、7月頭ぐらいには行けないかなというふうに思っておりますが、この中から内容と行き先について絞っていかねばならないと思っております。

今ここで、どこどこに行くぞというお話はできないので、今回、資料をたくさん製本していただきましたので、内容をまた皆さん帰って目を通していただいて、DX、その他行政課題について、ここに書いてある以外でも、もしひらめけば、ぜひ変更・修正していただきたいというふうに思っていますし、今回、探究学習については、高校という行き先となっていますけども、一応我々は市でありますので、義務教育課程での探究教育が望ましいのかなとは思んですけど、例えば私立の小中学校でも取り組んでいるところはたくさんあると思いますが、義務教育課程だから公立じゃないと駄目ということも私はないと思っておりますので、柔軟な形で対応させていただきたいと思っておりますが、ぜひ委員の皆さんで、半分以上はこういった課題で取り組みたいなというものがまとまれば、そこで視察先を決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**開田委員** 探究学習って何で入れたかといったら、市長さんの提案理由も、近頃ようやく教育委員会の「探究」という言葉が出てきています。だから、学習の中に「調べ

学習」だとかそういう言葉だったのが、要は子どもたちが探究するためのという、その「探究」という言葉が出てきているので。

これは、京都の堀川高校はテレビの報道だったんです。堀川高校へ直接電話したら、各教育委員会を通してこられますということでしたので、小学校、中学校からも視察は来ておられますということでした。それで、書きました。これからの学習かなと思っています。

以上です。

**竹原委員長** ありがとうございます。

次、委員会となると、4月になるね。

**香川係長** 定例協の後とか。

**竹原委員長** 定例協の、はい。

じゃ、次、4月の定例協議会の後にこの委員会を開いて、あらあらリクエストを持ち寄っていただければというふうに思います。それを踏まえて、正副委員長のほうで決めるといった形を取りたいと思いますので、今日お配りする資料とそのほかまた別で、こういったことを、取組を視察したいというものがございましたら、ぜひ提出のほう、お願いをいたします。

次回は4月の定例議員協議会の後ということでは思っていたらというふうに思います。

それでよろしいですか。

(異議なし)

**竹原委員長** それでは、ほかにご意見、ご質疑等がなければ、以上で総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時06分閉会